

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 バロー丸子新田店
- (2) 届出日 平成27年11月18日
- (3) 届出内容 附則第5条第1項
 - ①駐輪場の位置変更（軽微変更適用）
 - ②小売業を行う者の閉店時刻（19時⇒21時）
 - ③来客が駐車場を利用できる時間帯（9時30分～19時⇒9時～21時30分）
 - ④荷さばきを行うことが出来る時間帯（9時～19時⇒6時～22時）

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造、荷さばき施設の整備等について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(3) その他の事項

防災・防犯対策への協力に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。